

令 和 7 年 度 予 算 に 関 す る 説 明 資 料

各種会計予算総括表・・・・・・・・・・・・・・・・	1
一般会計歳入予算前年度比較表・・・・・・・・	2
一般会計歳出予算前年度比較表・・・・・・・・	3
一般会計性質別歳出予算前年度比較表・・・・・・・・	4
市税前年度比較表・・・・・・・・・・・・・・・・	5
入湯税充当説明資料・・・・・・・・・・・・・・・・	6
都市計画税充当説明資料・・・・・・・・・・・・・・・・	7
地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費・・・・・・・・	8
基金の令和7年度末における現在高見込額・・・・・・・・	9
地方債の令和7年度末における現在高見込額・・・・・・・・	10
（参考）一般会計 歳入（地方譲与税・各種交付金）科目説明・・・・・・・・	11

令和7年度 各種会計予算総括表

(単位：千円、%)

会計区分		令和7年度		令和6年度		比較		摘要 【 】内の数字は令和6年度との比較	
		金額	構成比	金額	構成比	増減額	増減率		
一般会計		16,788,000	60.8	15,354,000	58.5	1,434,000	9.3	○職員人件費(選挙等除く) 2,211,547 【+91,364】 ○デジタル改革推進事業 192,037 【+141,925】 ○物価高騰等対策支援給付金支給事業 皆減 【▲140,330】 ○障害者就労支援施設管理運営事業 80,668 【+66,192】 ○総合保健福祉センター改修事業 332,705 【+312,245】 ○橋りょう維持補修事業 373,800 【+187,927】 ○災害対策事業 373,161 【+344,165】	
特別会計	国民健康保険事業	3,390,830	12.3	3,482,208	13.3	▲ 91,378	▲ 2.6	○保険給付費 2,556,853 【▲22,682】 ○国民健康保険事業費納付金 755,810 【▲70,865】	
	後期高齢者医療	469,139	1.7	445,934	1.7	23,205	5.2	○後期高齢者医療広域連合納付金 448,219 【+23,409】	
	介護保険	3,347,437	12.1	3,277,035	12.5	70,402	2.1	○保険給付費 3,083,251 【+35,312】 ○地域支援事業費 181,124 【+24,292】	
	産業用地造成事業	6,956	0.0	581	0.0	6,375	1,097.2	○産業用地造成費 6,600 【皆増】 ○公債費 皆減 【▲225】	
	東根財産区	548	0.0	505	0.0	43	8.5		
	計	7,214,910	26.1	7,206,263	27.5	8,647	0.1		
企業会計	水道事業	収益的支出	1,064,198	3.9	1,052,926	4.0	11,272	1.1	○営業費用 1,024,812 【+77,000】 ○その他特別損失 11,000 【▲60,574】
		資本的支出	393,288	1.4	353,465	1.3	39,823	11.3	○委託料 皆減 【▲59,720】 ○配水管布設替等工事費 328,815 【+103,846】
	下水道事業	収益的支出	1,057,207	3.8	1,067,236	4.1	▲ 10,029	▲ 0.9	○企業債利息 80,709 【▲3,189】 ○消費税及び地方消費税 21,000 【▲5,500】
		資本的支出	1,114,935	4.0	1,193,987	4.6	▲ 79,052	▲ 6.6	○汚水委託料 10,500 【▲51,866】 ○汚水工事費 120,000 【+14,550】 ○雨水委託料 80,000 【▲33,000】
	計	3,629,628	13.1	3,667,614	14.0	▲ 37,986	▲ 1.0		
合計		27,632,538	100.0	26,227,877	100.0	1,404,661	5.4		

令和7年度 一般会計歳入予算前年度比較表

歳入

(単位：千円、%)

区 分	令和7年度		令和6年度		比 較		摘 要 【 】内の数字は令和6年度との比較
	金 額	構成比	金 額	構成比	増減額	増減率	
1 市税	3,782,973	22.5	3,649,019	23.8	133,954	3.7	○市民税 1,383,969【個人+70,835 法人+4,388】 ○固定資産税 1,861,890【+55,450】 ○地方揮発油譲与税 40,000【▲2,000】 ○森林環境譲与税 17,084【+669】
2 地方譲与税	187,084	1.1	188,425	1.2	▲ 1,341	▲ 0.7	
3 利子割交付金	1,600	0.0	1,000	0.0	600	60.0	
4 配当割交付金	11,000	0.1	10,000	0.1	1,000	10.0	
5 株式等譲渡所得割交付金	13,000	0.1	7,000	0.0	6,000	85.7	
6 法人事業税交付金	80,000	0.5	70,000	0.5	10,000	14.3	
7 地方消費税交付金	800,000	4.8	700,000	4.6	100,000	14.3	
8 ゴルフ場利用税交付金	3,500	0.0	3,500	0.0	0	0.0	
9 環境性能割交付金	24,000	0.1	20,000	0.1	4,000	20.0	
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	13,000	0.1	13,000	0.1	0	0.0	
11 地方特例交付金	20,010	0.1	20,000	0.1	10	0.1	
12 地方交付税	3,887,765	23.2	3,909,338	25.5	▲ 21,573	▲ 0.6	
13 交通安全対策特別交付金	4,000	0.0	4,000	0.0	0	0.0	
14 分担金及び負担金	11,039	0.1	17,076	0.1	▲ 6,037	▲ 35.4	○老人福祉施設入所者一部負担金 8,696【▲804】 ○橋りょう整備事業負担金 皆減【▲5,250】
15 使用料及び手数料	91,892	0.5	97,588	0.6	▲ 5,696	▲ 5.8	
16 国庫支出金	1,924,260	11.5	1,620,641	10.6	303,619	18.7	○公共物使用料 1,845【▲1,311】 ○住宅使用料 39,856【▲2,579】 ○デジタル基盤改革支援補助金 153,897【+110,482】 ○道路メンテナンス事業補助金 204,600【+147,950】
17 県支出金	976,247	5.8	896,567	5.8	79,680	8.9	
18 財産収入	46,137	0.3	13,401	0.1	32,736	244.3	○農地集積・集約化対策事業費補助金 51,952【+39,664】 ○国勢調査委託金 19,513【+19,230】
19 寄附金	1,008,667	6.0	1,008,975	6.6	▲ 308	0.0	○基金利子 33,010【+32,291】
20 繰入金	2,244,777	13.4	1,979,162	12.9	265,615	13.4	○角田市育英会寄附金 7,657【▲308】
21 繰越金	50,000	0.3	50,000	0.3	0	0.0	○ふるさと応援基金繰入金 621,500【+121,500】 ○阿武隈急行線応援基金繰入金 66,500【皆増】
22 諸収入	273,149	1.6	251,808	1.6	21,341	8.5	○延滞金 10,000【+5,000】 ○預金利子 3,113【+3,103】
23 市債	1,333,900	7.9	823,500	5.4	510,400	62.0	○総合保健福祉センター施設整備事業充当債 292,800【+274,800】 ○橋りょう整備事業充当債 123,300【+86,900】 ○防災行政無線整備事業充当債 311,700【+302,200】
歳 入 合 計	16,788,000	100.0	15,354,000	100.0	1,434,000	9.3	○臨時財政対策債 皆減【▲30,000】

令和7年度 一般会計歳出予算前年度比較表

歳 出

(単位：千円、%)

区 分	令和7年度		令和6年度		比 較		摘 要 【 】内の数字は令和6年度との比較
	金 額	構成比	金 額	構成比	増減額	増減率	
1 議会費	166,456	1.0	160,325	1.0	6,131	3.8	○議員の議会活動に要する経費 21,498 【+4,842】
2 総務費	3,570,703	21.3	3,236,809	21.1	333,894	10.3	○デジタル改革推進事業 192,037 【+141,925】 ○阿武隈急行線緊急保全整備事業 169,909 【+41,076】 ○番号法対応事業 87,081 【+35,622】
3 民生費	4,855,257	28.9	4,467,617	29.1	387,640	8.7	○物価高騰等対策支援給付金支給事業 皆減 【▲140,330】 ○障害者就労支援施設管理運営事業 80,668 【+66,192】 ○総合保健福祉センター改修事業 332,705 【+312,245】
4 衛生費	1,061,760	6.3	1,021,254	6.7	40,506	4.0	○保健衛生総務職員人件費 187,283 【+14,822】 ○みやぎ県南中核病院企業団負担金・出資金 373,897 【+20,696】 ○感染症予防事業 80,487 【+12,095】
5 労働費	15,809	0.1	15,815	0.1	▲ 6	0.0	○婦人研修センター管理運営事業 1,953 【±0】 ○シルバー人材センター運営助成事業 13,035 【±0】
6 農林業費	632,919	3.8	698,491	4.5	▲ 65,572	▲ 9.4	○地域計画推進事業(旧・人・農地プラン推進事業) 63,648 【+29,413】 ○農業農村整備事業(農村地域防災減災事業) 6,540 【▲81,810】 ○農業農村整備事業(農地整備事業) 8,375 【▲27,630】
7 商工費	348,839	2.1	325,983	2.1	22,856	7.0	○観光地維持管理事業 8,838 【+6,852】 ○スペース・スター・コスモス管理運営事業 11,491 【▲37,736】 ○道の駅かくだ管理運営事業 56,505 【+42,787】
8 土木費	2,208,409	13.1	1,976,053	12.9	232,356	11.8	○道路改良事業 126,940 【+54,175】 ○南町斗蔵線道路整備事業 276,748 【+66,895】 ○橋りょう維持補修事業 373,800 【+187,927】
9 消防費	867,919	5.2	465,845	3.0	402,074	86.3	○仙南広域消防費負担金 355,894 【+33,329】 ○小型動力ポンプ積載車等整備事業 28,559 【+18,541】 ○災害対策事業 373,161 【+344,165】
10 教育費	1,414,434	8.4	1,374,185	9.0	40,249	2.9	○教育支援体制整備事業 14,312 【皆増】 ○社会教育総務職員人件費 65,498 【+6,850】 ○図書館管理費 68,149 【+8,652】
11 災害復旧費	9,000	0.0	9,000	0.1	0	0.0	
12 公債費	1,606,485	9.6	1,572,613	10.2	33,872	2.2	○定期償還元金 1,545,758 【+28,260】 ○定期償還利子 59,727 【+5,612】
13 諸支出金	10	0.0	10	0.0	0	0.0	
14 予備費	30,000	0.2	30,000	0.2	0	0.0	
歳 出 合 計	16,788,000	100.0	15,354,000	100.0	1,434,000	9.3	

令和7年度 一般会計性質別歳出予算前年度比較表

(単位：千円、%)

区 分	令和7年度		令和6年度		比 較		摘 要 【 】内の数字は令和6年度との比較
	金 額	構成比	金 額	構成比	増減額	増減率	
1 義務的経費	6,986,908	41.6	6,819,701	44.4	167,207	2.5	
人件費	3,140,722	18.7	2,944,702	19.2	196,020	6.7	○職員人件費(選挙等除き) 2,211,547 【+91,364】 ○会計年度任用職員人件費 709,557 【+87,647】
扶助費	2,237,501	13.3	2,302,370	15.0	▲ 64,869	▲ 2.8	○物価高騰等対策支援給付金 皆減 【▲139,500】 ○児童手当(児童手当等支給事業) 441,300 【+65,160】
公債費	1,608,685	9.6	1,572,629	10.2	36,056	2.3	○定期償還元金 1,545,758 【+28,260】 ○定期償還利子 59,727 【+5,612】
2 投資的経費	2,231,210	13.3	1,362,313	8.9	868,897	63.8	
普通建設事業費	2,222,210	13.2	1,353,313	8.8	868,897	64.2	○総合保健福祉センター改修事業 332,705 【+312,245】 ○災害対策事業 317,480 【+307,921】
補助事業	893,480	5.3	604,186	3.9	289,294	47.9	○道路改良事業(補助事業分) 100,000 【+99,100】 ○橋りょう維持補修事業(補助事業分) 304,500 【+201,500】
単独事業	1,328,730	7.9	749,127	4.9	579,603	77.4	○総合保健福祉センター改修事業 332,705 【+312,245】 ○災害対策事業 317,480 【+307,921】
災害復旧事業費	9,000	0.1	9,000	0.1	0	0.0	
3 一般行政経費	7,539,882	44.9	7,141,986	46.5	397,896	5.6	
物件費	2,633,959	15.7	2,456,878	16.0	177,081	7.2	○デジタル改革推進事業 149,335 【+99,223】 ○番号法対応事業 66,640 【+45,060】 ○公営住宅維持管理事業 38,672 【+30,465】
維持補修費	249,182	1.5	306,864	2.0	▲ 57,682	▲ 18.8	○橋りょう維持補修事業 67,900 【+54,700】 ○河川維持補修事業 9,995 【▲84,924】
補助費等	2,903,768	17.3	2,640,375	17.2	263,393	10.0	○仙南地域広域行政事務組合負担金 606,344 【+38,895】 ○行政情報システムリース契約解約金 42,702 【皆増】 ○みやぎ県南中核病院企業団負担金 224,068 【+40,912】
積立金	580,867	3.5	547,733	3.5	33,134	6.0	○利率上昇に伴う利子積立の増など
投資及び出資金・貸付金	311,079	1.8	332,915	2.2	▲ 21,836	▲ 6.6	○角田市奨学金貸付金 8,700 【▲1,620】 ○みやぎ県南中核病院企業団出資金 149,829 【▲20,216】
繰出金	861,027	5.1	857,221	5.6	3,806	0.4	○国民健康保険事業特別会計繰出金 236,773 【▲21,651】 ○介護保険特別会計繰出金 500,469 【+15,229】 ○産業用地造成事業特別会計繰出金 6,946 【+6,375】
4 予備費	30,000	0.2	30,000	0.2	0	0.0	
歳 出 合 計	16,788,000	100.0	15,354,000	100.0	1,434,000	9.3	

令和7年度 市税前年度比較表

(単位：千円、%)

区 分	令和7年度		令和6年度		比 較		摘 要
	金 額	構成比	金 額	構成比	増減額	増減率	
1 市民税	1,383,969	36.6	1,308,746	35.9	75,223	5.7	
(1)個人	1,153,695	30.5	1,082,860	29.7	70,835	6.5	○総所得金額等+1.5% (所得控除額▲4.1%)
(2)法人	230,274	6.1	225,886	6.2	4,388	1.9	○市内主要法人の収益増
2 固定資産税	1,862,804	49.3	1,807,354	49.5	55,450	3.1	
(1)土地・家屋・償却資産	1,861,890	49.3	1,806,440	49.5	55,450	3.1	○課税標準額比較 土地+0.2%、家屋+1.1%、償却資産+2.8%
(2)国有資産等所在市町村交付金	914	0.0	914	0.0	0	0.0	
3 軽自動車税	126,106	3.3	124,912	3.4	1,194	1.0	
(1)環境性能割	4,788	0.1	4,776	0.1	12	0.3	○課税台数増見込による増
(2)種別割	121,318	3.2	120,136	3.3	1,182	1.0	○乗換(旧税率から新税率)台数増見込による増
4 市たばこ税	224,268	5.9	230,741	6.3	▲ 6,473	▲ 2.8	○本数減見込による減
5 入湯税	5,000	0.1	3,000	0.1	2,000	66.7	○年間入湯客数増見込による増
6 都市計画税	180,826	4.8	174,266	4.8	6,560	3.8	○課税標準額比較 土地+0.1%、家屋+2.5%
合 計	3,782,973	100.0	3,649,019	100.0	133,954	3.7	

令和7年度 入湯税充当説明資料

(単位：千円)

区 分	一般会計 歳出科目	予算額	財源内訳				
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
						入湯税充当額	その他一般財源
観光地維持管理事業	7款1項3目	20,329	2,159	3,700	2,500	5,000	6,970
観光施設の維持管理		20,329	2,159	3,700	2,500	5,000	6,970

※令和7年度は、高蔵寺、斗蔵山、手代木沼等の観光施設の維持管理に係る事業費に充てられている。

令和7年度 都市計画税充当説明資料

(単位：千円)

区	分	一般会計 歳出科目	予算額	財源内訳				
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	
							都市計画税 充当額	その他一般財源
	街路	—						
	公園	—						
	下水道 (公共下水道事業負担金・補助金 のうち建設費充当額)	—						
都市計画事業		/						
土地区画整理事業		—						
	街路	—						
	公園	—						
	下水道 (公共下水道事業負担金・補助金 のうち公債費等充当額)	8款5項1目	333,294				180,826	152,468
	土地区画整理事業	—						
過去の都市計画事業等に係る 公債費(地方債の元利償還金)等		/	333,294				180,826	152,468
合 計		/	333,294				180,826	152,468

※令和7年度は、過年度実施の下水道事業に係る地方債の元利償還金等に充てられている。

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

（歳入） 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 436,000 千円

（歳出） 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 4,294,898 千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業	令和 7 年度 予 算 額	財 源 内 訳				
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の 地方消費税交付金	その他
社会福祉	2,589,621	1,580,014	66,900	213,139	157,444	572,124
社会保険	1,142,721	225,182		14	198,006	719,519
保健衛生	562,556	10,093		179,212	80,550	292,701
合 計	4,294,898	1,815,289	66,900	392,365	436,000	1,584,344

※1 社会保障財源化分の地方消費税交付金は、社会保障４経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう)に要する経費に充てるものとされている。
(注) 「社会保障４経費」…制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

※2 事業の「社会福祉」は障害者福祉事業、児童福祉事業など。「社会保険」は国民健康保険事業、介護保険事業など。「保健衛生」は地域医療対策事業、感染症予防事業など。

※3 「社会保障財源化分の地方消費税交付金」の合計額は、地方消費税交付金の予算額 800,000千円のうち社会保障財源化分の436,000千円を計上。
「社会福祉」「社会保険」「保健衛生」の「社会保障財源化分の地方消費税交付金」は、「社会保障財源化分の地方消費税交付金合計額」を一般財源額であん分。

基金の令和7年度末における現在高見込額

(単位：千円)

基金名	令和5年度末現在高	令和6年度中の増減見込額		令和6年度末現在高見込額	令和7年度中の増減見込額			令和7年度末現在高見込額
		積立予定額 ※下段：前年度決算剰余金処分による積立	取崩予定額		積立予定額 ※下段：前年度決算剰余金処分による積立	取崩予定額	取崩予定額等の説明・充当先 【 】内は積立予定額の主な内容	
財政調整基金	1,668,747	1,255 187,853	453,907	1,403,948	4,000	769,000	歳入歳出財源不足に対応した取崩し	638,948
減債基金	1,663,496	201,169	300,000	1,564,665	5,000	300,000	公債費増に対応した取崩し	1,269,665
その他特定目的基金	4,846,413	3,690,485	2,216,567	6,320,331	571,867	1,175,777		5,716,421
明日を拓く人材育成基金	80,794	55	5,580	75,269	300	8,700	グリーンフィールド市交流事業 7,700、目黒区交流事業 300、姉妹都市等交流事業 700	66,869
公共施設強靱化対策基金	1,900,985	2,408	166,700	1,736,693	7,000	225,700	障害者就労支援施設管理運営事業 7,500、総合保健福祉センター改修事業 39,900、道路施設維持管理事業 43,200、道路改良事業 9,500、大沼野田前線道路整備事業 11,000、南町斗蔵線道路整備事業 20,200、橋りょう維持補修事業 45,900、河川維持補修事業 9,900、災害対策事業 32,200、角田中央公園管理事業 6,400	1,517,993
ふるさと応援基金	635,500	2,652,433	1,748,000	1,539,933	527,000	621,500	将来を見据え人を育み、活かすまちづくり【市民力】 83,000 ともに生き、活かすまちづくり【地域共生】 308,000 地域資源を活かすまちづくり【地域資源フル活用】 131,500 市政全股 99,000	1,445,433
(仮称)阿武隈急行線応援基金		500,000		500,000	1,600	66,500	阿武隈急行線運行継続支援事業 66,500	435,100
角田市育英会奨学金基金	74,152	12,699	8,118	78,733	11,173	10,383	【角田市育英会寄附金 7,657、奨学金回収金 3,216】 角田市育英会奨学金事業 10,383(貸付金8,700、事務費1,683)	79,523
長寿社会対策基金	1,674	1		1,675	10			1,685
子ども子育て未来基金	1,426,805	976	165,000	1,262,781	4,200	165,000	子ども医療費助成事業 15,000、施設型給付事業 40,000、地域型保育給付事業 10,000、学校給食センター運営事業 100,000	1,101,981
農業振興基金	159,525	67	9,130	150,462	500	13,080	野菜振興事業 500、果樹振興事業 1,380、資源循環型農業推進事業 2,500、地域計画推進事業 3,900、農業の館管理運営事業 4,800	137,882
森林環境整備基金	25,872	21,486	8,348	39,010	17,784	24,594	【森林環境譲与税交付見込相当額 17,084、木材売払収入 500】 地球温暖化対策事業 1,000、林業振興対策事業 18,000、林道維持管理事業 5,000、道の駅かくた管理運営事業 594	32,200
都市整備基金	232,712	153	29,400	203,465	700	5,000	公園管理事業 5,000	199,165
学校施設整備基金	200,002	300,137		500,139	700			500,839
(仮称)教育振興基金		200,000		200,000	700	25,600	教育振興一般管理費 1,700、学力向上推進事業 6,600、社会教育推進事業 4,200、次世代育成推進事業 4,800、文化振興事業 1,100、自主文化事業 1,600、スポーツ振興事業 5,600	175,100
文化財保護基金	35,147	24	3,000	32,171	200	9,720	文化財記録映像制作事業500、文化財保護助成事業 3,700、史跡維持管理事業 3,820、企画・展示事業 1,400	22,651
スポーツ振興基金	73,245	46	73,291				R7.3廃止	
合計	8,178,656	4,080,762	2,970,474	9,288,944	580,867	2,244,777		7,625,034

※ 定額運用基金(土地開発基金)は除く。

※ 基金現在高見込額は予算ベース(見込含む)の取崩額により計上しているため、今後の税收等や歳出執行状況により増減する。

基金名	令和5年度末現在高	令和6年度中の増減見込額		令和6年度末現在高見込額	令和7年度中の増減見込額			令和7年度末現在高見込額
		積立予定額 ※下段：前年度決算剰余金処分による積立	取崩予定額		積立予定額 ※下段：前年度決算剰余金処分による積立	取崩予定額	取崩予定額等の説明・充当先 【 】内は積立予定額の主な内容	
国民健康保険事業財政調整基金	108,922	49 4,957	43,403	70,525	300	15,233	歳入歳出財源不足に対応した取崩し	55,592
介護保険事業財政調整基金	533,239	311 24,339	44,852	513,037	2,000	73,032	歳入歳出財源不足に対応した取崩し	442,005
東根財産区財産造成基金	3,875	1	474	3,402	20	498	歳入歳出財源不足に対応した取崩し	2,924

地方債の令和7年度末における現在高見込額

(単位：千円)

会計区分	地方債区分	令和5年度末 現在高	令和6年度末 現在高見込額	令和7年度中増減見込み		令和7年度末 現在高見込額	
				起債見込額	元金償還見込額		
一般会計	1. 普通債	(2,019) 8,993,765	9,166,407	1,333,900	863,297	9,637,010	
	2. 災害復旧債	2,323,731	2,101,088		216,928	1,884,160	
	3. 減税補てん債	11,093	4,834		3,663	1,171	
	4. 臨時財政対策債	4,789,020	4,356,471		459,689	3,896,782	
	5. 減収補てん債	37,240	35,060		2,181	32,879	
	小計	(2,019) 16,154,849	15,663,860	1,333,900	1,545,758	15,452,002	
企業会計	産業用地造成事業	1. 産業用地造成事業債	23,100				
	水道事業	1. 企業債	624,169	576,182		47,117	529,065
		公共下水道事業	1. 公共下水道事業債	(30,339) 4,163,402	3,835,039	143,800	404,582
	2. 流域下水道事業債		206,824	224,597	38,500	12,160	250,937
	3. 資本費平準化債		2,897,104	3,030,938	322,100	262,625	3,090,413
	4. 下水道事業特例債		501,433	446,429		55,004	391,425
	5. 災害復旧債		58,483	54,459		3,896	50,563
	小計		(30,339) 7,827,246	7,591,462	504,400	738,267	7,357,596
	農業集落排水事業	1. 農業集落排水事業債	275,196	235,065		41,766	193,300
		2. 資本費平準化債	222,771	242,162	43,000	20,248	264,914
		3. 災害復旧債	6,267	5,432		838	4,594
		小計	504,234	482,660	43,000	62,851	462,808
	下水道事業計		(30,339) 8,331,480	8,074,122	547,400	801,118	7,820,404
	企業会計計		(30,339) 8,978,749	8,650,304	547,400	848,235	8,349,469
	合計		(32,358) 25,133,598	24,314,164	1,881,300	2,393,993	23,801,471

※貸付利率4%以上の地方債は、()で内書き

～ 一般会計 歳入（地方譲与税・各種交付金）科目説明 ～

2 款 地方譲与税

1 項 地方揮発油譲与税

譲与総額・・・地方揮発油税収入額の全額

揮発油税（48,600 円/kℓ）に地方揮発油税（5,200 円/kℓ）を併せて課税

譲与団体・・・都道府県及び市町村（特別区を含む。）

譲与基準・・・都道府県 58/100、市町村 42/100（1/2:市町村道の延長、1/2:市町村道の面積で按分）

地方揮発油譲与税は、平成 21 年度に地方道路譲与税から改正され、それまでの道路

特定財源としての用途制限が廃止され一般財源化された。

2 項 自動車重量譲与税

譲与総額・・・自動車重量税収入額の 431/1,000（令和元年度改正により県への譲与制度創設）

譲与団体・・・都道府県及び市町村（特別区を含む。）

譲与基準・・・都道府県 24/1,000、市町村 407/1,000（1/2:市町村道の延長、1/2:市町村道の面積で按分）

自動車重量譲与税は、平成 21 年度から道路特定財源としての用途制限が廃止され

一般財源化された。

3 項 森林環境譲与税

譲与総額・・・森林環境税収入額の全額 ※

※森林環境税は令和 6 年度から課税。課税前における譲与税配分額は、地方公共団体金融機構公庫債権金利変動準備金を活用していた。

譲与団体・・・都道府県及び市町村（特別区を含む。）

譲与基準・・・都道府県 1/10、市町村 9/10

（55/100:私有林人工林面積(林野率補正)、20/100:林業就業者数、25/100:国勢調査人口で

按分）

使 途・・・森林整備及びその促進に関する費用に充当

3 款 利子割交付金

1 項 利子割交付金

所得税における利子課税制度が昭和 63 年 4 月 1 日から実施されたが、これにより地方税法も改正さ

れて都道府県民税に利子割が創設された。

課税主体・・・都道府県

納税義務者・・・利子等の支払いを受ける者（利子等の支払い金融機関を特別徴収義務者として徴収する。）

※平成 28 年 1 月 1 日以降に支払いを受ける法人は対象から外れ、個人に限定された。

課税標準・・・支払いを受けるべき利子等の額（所得税と同一）

税率・・・5%〔都道府県 2%＋市町村 3%〕（所得税 15%）

交付金・・・利子割収入額から徴税费相当額(1%)を控除した後の金額の 3/5 が市町村に交付される。

市町村の交付基準は、個人都道府県民税収入決算額の県計に対する割合（前年度以前 3 年

度分の平均値）で按分

4 款 配当割交付金

1 項 配当割交付金

平成 15 年度税制改正で都道府県税として県民税配当割が創設され、平成 16 年 1 月 1 日以後に支払い

を受ける配当等に課税される。税率は 5%で、国税である所得税 15%と一緒に徴収される。

課税主体・・・都道府県

納税義務者・・・特定配当等の支払いを受ける者（上場株式等配当を支払いする者を特別徴収義務者

として徴収する。）

課税標準・・・①上場株式等配当等 ②公募証券投資信託の収益の分配に係る配当 など

税率・・・5%

交付金・・・配当割収入額から徴税费相当額(1%)を控除した後の金額の 3/5 が市町村に交付される。

市町村の交付基準は、個人都道府県民税収入決算額の県計に対する割合（前年度以前

3 年度分の平均値）で按分

5 款 株式等譲渡所得割交付金

1 項 株式等譲渡所得割交付金

平成 15 年度税制改正で都道府県税として県民税株式等譲渡所得割が創設され、平成 16 年 1 月 1 日以後の

源泉徴収口座における株式等の譲渡益に課税される。税率は 5%で、国税である所得税 15%と一緒に徴収さ

れる。

課税主体・・・都道府県

納税義務者・・・譲渡益等の支払いを受ける個人（個人投資家の源泉徴収口座が開設されている証券会社を

特別徴収義務者として徴収する。）

課税標準・・・源泉徴収口座における株式等の譲渡に係る所得金額

税率・・・5%

交付金・・・株式等譲渡所得割収入額から徴税费相当額(1%)を控除した後の金額の 3/5 が市町村に交

付される。市町村の交付基準は、個人都道府県民税収入決算額の県計に対する割合（前年

度以前 3 年度分の平均値）で按分

6 款 法人事業税交付金

1 項 法人事業税交付金

都道府県税である法人事業税は、法人の資本金の区分等に応じ、付加価値割、資本割、所得割等により課

税される。令和元年 10 月 1 日から法人事業税の一部を市町村に交付する制度が創設された。

課税主体・・・都道府県

納税義務者・・・事業を行う法人（事務所等所在の都道府県が課税）

交付金・・・都道府県に納付された税額（標準税率分）の 7.7%が市町村に交付される。市町村の交付

基準は、従業者数の割合で按分

7 款 地方消費税交付金

1 項 地方消費税交付金

平成6年度の税制改革で都道府県税として地方消費税が創設され、平成9年4月1日から施行された。税率は、当初の1.0%から平成26年4月1日より1.7%へ、令和元年10月1日より2.2%へ引上げされた(ただし、軽減税率制度が適用となるものは1.76%)。

なお、平成26年4月及び令和元年10月の引上げ分は、社会保障4経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとされている。

交付金・・・・・・地方消費税の1/2相当額が市町村に交付される。市町村の交付基準は、その1/2が国勢調査人口、1/2が経済センサス従業者数で按分されるが、平成26年4月及び令和元年10月の引上げ分については、社会保障財源化されることを踏まえ、全額国勢調査人口で按分される。

8 款 ゴルフ場利用税交付金

1 項 ゴルフ場利用税交付金

ゴルフ場所在の市町村に対し、都道府県が収納した当該ゴルフ場にかかるゴルフ場利用税収入額の7/10に相当する額が交付される。

課税主体・・・・・・都道府県

納税義務者・・・・・・ゴルフ場の利用者

税率・・・・・・標準税率は1人1日につき800円(制限税率1,200円)

角田市民ゴルフ場 税率 12級 330円/人

仙台グリーンゴルフクラブ 税率 9級 550円/人

(角田市と白石市との面積按分 108,757㎡ 10.338%)

交付金・・・・・・ゴルフ場利用税収入額の7/10

9 款 環境性能割交付金

1 項 環境性能割交付金

自動車の燃費性能等に応じ、主たる定置場所在地においてその取得者に課税されるもので、都道府県が課す登録車(普通自動車など)について交付されるもの(軽自動車に係る環境性能割は市税となる)。

課税主体・・・・・・都道府県

納税義務者・・・・・・自動車(登録車)の取得者

税率・・・・・・取得価格に対して環境性能に応じ、乗用車：非課税～3%、営業車：非課税～2%

交付金・・・・・・都道府県に納付された税額の95%(徴税费相当分を控除)の43/100相当額が交付される。市町村の交付基準は、その1/2が市町村道の延長、1/2が市町村道の面積で按分

10 款 国有提供施設等所在市町村助成交付金

1 項 国有提供施設等所在市町村助成交付金

国が所有する固定資産のうち、米軍及び自衛隊が使用する施設(飛行場、演習場等の用に供する固定資産(弾薬庫及び燃料庫の用に供する土地建物も含む。))が所在する市町村に対し、当該固定資産の価格、当該市町村の財政状況等を考慮して交付される。

別名:基地交付金(国有提供施設等市町村助成交付金に関する法律)

交付金・・・・・・交付金総額のうち、7/10相当額は、土地、建物及び工作物の価格総額で按分して交付され、残りの3/10相当額は、当該市町村の財政状況等を考慮して交付される。

11 款 地方特例交付金

1 項 地方特例交付金

○個人住民税減収補填特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するために地方特例交付金を交付されるもの。

交付対象・・・・・・都道府県、市町村及び特別区

交付金・・・・・・交付金総額の3/5(県2/5)に相当する額を、各市町村の住宅借入金等特別控除見込額で按分した額が交付される。

2 項 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

○固定資産税減収補填特例交付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた設備投資を行われた事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の軽減に係る地方公共団体の減収を補填するために交付されるもの。

交付金・・・・・・上記の課税標準の軽減による減収額に相当する額として総務大臣が調査した額

13 款 交通安全対策特別交付金

1 項 交通安全対策特別交付金

都道府県及び市町村の交通安全施設整備事業の財源措置として、道路交通法の反則金を財源に交付される。

交付金・・・・・・県基準額から指定都市基準額を控除した額の1/3の額(市町村基準額)が交付される。市町村の交付基準は、その2/4が交通事故(人身)発生件数、1/4が人口集中地区人口、1/4が改良済道路延長で按分

